足立区議会議長 ただ 太郎 様

足立区議会議員 33番 土 屋 のりこ 印

般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により 質問通告書を提出します。

記

質 問 要 旨 行 政 区 分 \mathcal{O} 1 区の姿勢を問う 1 一般行政 区は新基本計画で「やりたいことが叶うまち」をテーマに掲げるが、区の姿 勢は本当に区民の「やりたい」に伴走し、叶えようとする立場なのか。 ①言論の自由は人権であり、日本国憲法および国際人権規約で保障されている 「基本的人権」のひとつだ。 行政が関わる場合であれ内容に介入してはならず、また、道路や公園等、伝 統的パブリックフォーラムのような公的場では、表現行為は保護されるべきと いう法理がある。チラシを配布すること、街頭宣伝、署名活動などは基本的に 自由に行えるとされている。行政が行為や内容を理由に排除できるものではな く、公共空間は表現の自由が最も尊重される場所だ。 この11月17日、エル・ソフィア前の公道で映画上映会のチラシを配布し、 取り組みの宣伝を行っていた区民が、梅田地域学習センター・統括責任者らに よって取り組みを妨害される出来事がおこった。専有を伴わない公道でのチラ シ等配布は言論・表現の自由であり、指定管理者にそれを規制する権限はない。 にもかかわらず「迷惑だ」という感情論でもって、梅田地域学習センターで 行われるイベントの宣伝を妨害する行為が、果たして区民の「やりたいことを 叶える」区の姿勢なのか。地域学習センターは自己主催のイベントは区のウェ ブサイトを使って不特定多数に宣伝を行っているが、会館を活用して行われる 区民の取り組みについても、本来は支援しその成功を支える立場に立つべきで はないのか。警察に通報まで行い、「警察が今取り締まりに来るからな」とま で区民に対して言い放つ姿勢は、区民の「やりたいことを叶える」とは対極に あると言わざるを得ない。 その一方で、あやセンター ぐるぐる等では億単位の税を投じて取り組みを 行う区民を支援している。イベントの宣伝を区が SNS で発信するなど、至れ り尽くせりだ。

11月25日

午前・午後 8時30分受付 質問時間 20分

行 政 区 分

質問の要旨

区の言う「やりたいことが叶うまち」の本質は、区民の表現の自由や言論の自由を保障し多様な区民のやりたいことを促進することではなく、区の管理下で区に都合よく活動する区民だけを支えるということに思えてならない。一部地域学習センターは明らかに区民に対して敵対的であり、やりたいことを叶える姿勢では全くないが、区長の見解はどうか。

②1980年3月7日、当時の足立区役所前に区は2メートルの鉄柵をはりめぐらし、区職員600人を動員してバリケード封鎖が行われたことを区長はご存じか。脳性マヒで肢体不自由児であった金井康治さんとその家族が、養護学校から地域の花畑東小学校に転校したいと求めて申し入れを行ったことに対する当時の区の対応だ。たった一人の障がい児の受け入れを恐れる当時の区の在り方は現代の感覚からは信じがたいが、障がい児をとりまく教育環境は改善できているのか。

その母親は「分離は差別だ」と訴える。振り分ける体制が障がいのある子どもに対する偏見や差別の源泉であり、地域の中で子どもたちが共に学び共に育つ環境が大事だと。

「障害者に関する世界行動計画」は「ある社会がその構成員のいくらかの 人々を締め出すような場合、それは弱くもろい社会である」と宣言する。

2022 年障害者権利条約の批准国として初めて国連・障害者権利委員会による 達成度の審査が行われ、日本政府に対し選択肢があること自体の差別性を指摘 するとともに、障がい児を分離した特別支援教育の即時中止等を求める勧告が 出された。2028 年には2回目となる日本の審査が行われる予定となっており、 今後いかに真のインクルーシブ教育へと道筋をつけていくかが問われている。

当区において、真のインクルーシブ教育を実現してほしいと期待を込めるが、区長の考えはどうか。

2 地域のちから 推進行政

2 地域学習センターの人権意識向上と区民のための施設であることの徹底を

梅田地域学習センターのウェブサイトには「様々な学習の機会を提供し、サークル等の自主的な活動を支援する」「知の拠点として区民に寄り添う」と施設を紹介しているが、実態は正反対だ。以下、区の認識を問う。

①11月17日、エル・ソフィア前の公道で取り組みの案内を行っていた区民が、 梅田地域学習センター・総括責任者から「迷惑だ」と言われ排除される事件が あった。専有を伴わない公道での一般的なチラシ等の配布は表現の自由の範囲 であり、指定管理者に公道上の行為を制限する法的権限はないにもかかわら

行政区分 質問の要旨

ず、根拠なく区民の活動を抑止するのは不適切だ。梅田地域学習センターはど ういう法的根拠でもって区民を排除しようとしたのか。

②区はこの指定管理者の行為をどう認識しているか。適切だったと考えるのか。「迷惑だから」という感情論では区民の表現行為を制約する正当な理由にはならないのではないかと思うがどうか。

③公的施設の指定管理者は公共性を帯びた立場であり、区民の表現行為を委縮させる言動は大きな問題だ。正当な表現活動を不当に制約しないよう徹底すべきだがどうか。

④梅田地域学習センターでは過去にも、パレスチナの子どもたちがいる難民キャンプを訪れ、子どもたちに絵を教える活動をしてこられた区内在住の小学校教員の方が、パレスチナの子どもたちが描いた絵画の展示を行いたいと利用を申し込もうとしたところ、「パレスチナという言葉は政治的で、利用できない」と区民の申し込みを受け付けなかったことがある。指定管理者のこの認識は正しいか否か、区の見解はどうか。

他会派の議員の方が区政報告会をされていたことがあるが、区政報告会は政治的ではなく、パレスチナの子どもたちの絵画展は政治的だというのはどういうことか。区の見解を求める。

⑤地域学習センター等の指定管理者は、区民の方を向いてというより区役所の 顔色をうかがいながら仕事をしているように見受けられ、ぞんざいな対応を受 けたと区民から度々苦情が寄せられている。今一度、地域学習センター等の公 的会館は区民のためにあり、利用する区民に寄り添った仕事を行うよう徹底す る必要があると思うがどうか。

⑥地域学習センター等の運営に関わる事業者には、公的立場での業務であり区 民のために仕事をすることと、人権意識について高い意識を持てるよう、区が 強力に指導すべきと考えるがどうか。また再発防止策について示されよ。

3 産業経済行政

3 消費喚起策の公平性について

12月10日から足立区プレミアム商品券(PayPay商品券)が始まるが、スマートフォンの所有とアプリ操作が前提であり、ガラケー利用者や本人確認に必要な運転免許証もしくはマイナンバーカードを持っていない人、12歳未満の子ども等は利用ができない。

行政区分 質問の要旨

区はレシート de 商品券事業ではそういった人たちも含め対象となっていると説明するが、公平性の観点から足立区プレミアム商品券 (PayPay 商品券)においても事業の対象外となる人がでないよう何らかの改善を図ることはできないものか。使える人が限られる消費喚起策とならないよう、全ての希望する区民が利用できる仕組みへの改善策を強く要望するがどうか。

4 福祉行政

4 認知症に理解ある地域づくりへ

①区は認知症サポーター養成講座等を行い、認知症の人と家族が、認知症の理解ある地域とつながりながら生活していける地域づくりを進めているが、理念をどう実現させていくのか困難さを実感する。

実際の事例で、認知症サポーターキャラバン・パートナー企業に名を連ねる会社がマンション管理を行っている管理組合で、独居高齢者の組合役員の方で認知機能の低下が疑われる事例があった。が、そのオレンジパートナー企業は「委託契約に含まれない」ので地域包括支援センター等につなぐことはしないという。またその社員が、認知機能の低下が心配される方に対し、尊厳を傷つけるような物言いをし関係性が悪化するという事態も引き起こした。

認知症サポーター・パートナー企業であってもこういった実態では大変嘆か わしい。

企業に契約外の福祉対応義務はないものの、異変に気がつけば関係機関につなぐことは社会的責任だ。オレンジパートナー登録企業ですらこういった対応では、「認知症に理解ある地域づくり」を実効性あるものとしていくには、強い努力が必要と思われる。

早期につなぎ、支援機関による見守り体制の構築や、同じマンションに住む 人同士、ご近所同士の相互理解と温かく見守れる地域を前に進めていくため に、区が具体的な事業を行ってほしいと求めるが、区にできることはどういっ た事があるか。こういった事例をなくす工夫を求めるがどうか。

②以前にも指摘したが、千住地域で地域包括支援センターにつなごうとした際に「私たちの仕事を増やす気か」というような言葉を受けたことがある。包括がこのような姿勢では、適切な対応をとってくれるのか不安になるが、高齢者に関わり働いている人たちが安心して働ける環境をつくる事も重要だ。ケアや見守りなどの必要な高齢者は今後より増加すると見込まれるが、業務委託料についても必要な人員配置がされるよう引き上げていかなければならないと考えるがどうか。

2	Q	釆	+	层	のりこ
J	J	1111		/ T.	

行政区分 質問の要旨

5 介護事業所等への支援を

前回代表質問で訪問介護事業所への区独自支援を求めたところ、区民の方たちから切実に必要性を訴える声が寄せられたため、重ねて伺う。

①区は「仮に小規模事業所が激減すれば、区内の介護体制の維持は相当厳しいものになると認識」とのことだったが、令和5年度と比較して訪問介護事業所が9事業所減少している実態がすでにある。当区としてもより踏み込んで実態を把握し、対策を講じることが必要ではないか。「介護事業所全体が人員不足や経営状況が厳しく」というなら、訪問介護に限らず全介護事業所へ、介護報酬改定の影響がどうなのか、実態を把握するための調査を行ってほしいがどうか。

②品川区は改定前との差額補填を行っているが、世田谷区は介護・障がい事業者への経営支援のための補助事業を昨年度行った。同様に、当区でも区独自の介護事業所等への支援策が必要と考える。効率的な運営への支援や人材確保策に加え、広くいきわたる形で支援を行うべきと考えるがどうか。

5 教育指導行政

6 子どもたちの学びについて

①小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力・学習状況調査である「経年変化分析調査」の結果が7月末に公表された。同じ問題を用いて経年変化を把握するものだが、前回よりすべての教科でスコアが低下しており、専門家の間では深刻に受け止められているという。

文科省は「スマートフォンの長時間利用が学力に影響した可能性がある」と しているが、当区はどうか。

足立区の一部の学校も調査対象となっているとのことだが、区はこの結果を どう受け止めているか。

②これまで、子どもたちの国語力に問題が起きているのではないかと指摘してきたところ、区は学力テスト等の結果から「問題ない」という答弁だった。しかし今回の調査結果を見ると、そう安穏としていられないのではないか。

デジタル化の一側面である、余暇としての過度なスクリーン時間が学業に負の関連をもたらすことによって、読み書きの力や読解力が低下する可能性は海外の研究ですでに指摘されているところだが、デジタル化=デジタル端末の配布や学校外でのスクリーン時間の増加等が子どもたちに与えている影響について、よく見ていく必要があると考えるが区の見解はどうか。

行政区分 質問の要旨

③分析の中でも、SES(社会経済的背景)=親の所得や学歴等が低い層ほど、 小学国語・算数、中学国語・数学のスコア低下が目立つという。指標には「家 にある本の冊数」も用いられているが、学齢期の子どもたちに関しても図書カ ードの配布や本と触れ合える地域環境の整備など、区が独自にできる対策を検 討してはどうかと考えるがどうか。

7 分離は差別・共に生きる地域づくりを

世田谷区は「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を作成した。ガイドラインでは「区は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており全ての子どもに当てはまるが、認識が十分でない教員がいる」として、子どもの特性を理解し伴走すること、子どもの自己決定を尊重しながら合理的配慮を行う工夫、個に応じた学びのプロセスなど、共に学び共に育つ教育の在り方について丁寧に記されている。

当区においても、障害のある子もない子も共に学び共に育つ教育がしなやか に育まれるよう求め、以下伺う。

- ①当区において、インクルーシブ教育の推進を担当する所管はどこか。こども 支援センターげんき支援管理課は、特別支援教育の推進を行っている立場で、 かつインクルーシブも推進するというのは相反するのではないか。本来は教育 指導課や教育政策課など普通級に関して支援・指導等を行っているところで検 討を進めるのが筋ではないかと考えるがどうか。
- ②これまでにも区は議会答弁で「本人の希望に沿った就学を保障する」としてきているが、そのことは議事録以外で明文化されているかどうか。
- ③個々の教員の考え方や力量によって対応に差が生じるのはよくない。当区でもインクルーシブ教育を進めるにあたっての前提や考え方などが共有できるガイドラインの様なものを検討してはどうか。
- ④学校選択制を実施していない練馬区では、就学相談如何に関わらず、就学時健診の案内に就学通知が同封され送られている。豊中市では、10月1日時点で就学先が決まっていない対象児全員に学区域の小学校への就学通知を発行し、その中に案内として特別支援教育など色々な選択肢もあることを紹介している。

当区では 1 月 20 日頃までに行きたい学校が決定している子には就学通知が送られているとのことだが、当区ではせたがやインクルーシブ教育ガイドライ

行政区分 質問の要旨

ンがいうように、障害のある子もない子も「学区域の学校へ行くことが基本」 となっているのかどうか。

また、子どもと親が就学について検討を始める時期にまず、希望する場合には「学区域の学校(普通級)へ行く」選択肢があることをしっかり周知する努力をお願いしたいがどうか。

⑤障害のある子を持つ親御さんは「0歳で保育園に入れようと思ったら、『見たことないから』と言われ入園を断られ、入園先を探す中でインクルーシブ教育に対してあきらめ感を強めていった」と語る。生まれた時から分離が進み、就学する時には特別支援学級、特別支援学校へ入学するレールが敷かれてしまっていると嘆かれている。

希望する親子に対し、「分離」ではない選択肢を未就学期から保護者や子どもにきちんと提供し、生きる力や友達関係のようなことを育む保育を保障していくことがインクルーシブ教育の推進には必要だと思うが、区の取り組み状況はどうか。

6 子ども家庭行政

8 夏の遊び場に次いで冬・春の遊び場を

今年度初めて行われた乳幼児の「夏の遊び場 in 足立区役所」は子どもたちに好評だった。わが子も今でも区役所前を通ると「ボールプール行きたい」と求めてくるくらいだ。気候変動の激しさが増す中で、今後も夏場をはじめ長期休暇中の子どもたちの遊び場確保は重要な課題だと考え、以下伺う。

①今回の実施経費は130万円余とのことだが、ボールプール設営・運営費が100万円弱、絵本テント設営運営費8万円と、ほとんどがボールプールのレンタル等費用だったことを見ると、今後効率よく事業を実施するために、ボールプールを区で購入し、夏場に限らず通年的に区内を巡回するなどして、幼児が屋内で安心して体を動かして遊べる遊び場を実施してはどうか。

②自宅保育ではスクリーンタイムが増えてしまいがちだ。夏場以外の冬休みや春休みなどにも、幼児とその親がスマホに頼らず遊べる遊び場を増やすことは大事だ。ティピーテントでの絵本の読み聞かせや大型絵本コーナーだと、区立図書館の協力のもと費用をかけずに実施できるのではないか。大型絵本は個人では借りることができないため特別感があるし、ティピーテントでの読み聞かせは絵本の世界観に浸れるため、子どもたちも絵本に親しみやすい。

庁舎ホールやわくわくにこにこ図書の森、すこやかプラザあだちなど、普段 の図書館とは違った場所で開催することで、本と触れ合えるまちづくりにも資

行政区分 質問の要旨

すると考える。ぜひ実施してほしいがどうか。

9 子育て家庭訪問事業のブラッシュアップについて

実施主体は会計年度任用職員とパソナライフケアへの外部委託でおこなわれているが、外部委託事業者による個人情報の漏えい等に加え、「絵本を受け取るのに時間がかかる」という不満の声も一部であるという。事業の在り方を根本的に見直す必要もあると考え、以下伺う。

①足立区でも始まったポピュレーションアプローチ事業が効果を発揮していくには、対象者との間に信頼が形成され「ちょっとした事でも気軽に相談できる」安心感が肝要だ。ところが、委託事業者が訪問に際し「道に迷って約束の時間を超過した」、「事業者が体調不良で訪問できないことを連絡していなかった」等、業務としてのクオリティを疑う実態が報告されている。やはり外部委託については、区直営で責任をもって行えるよう見直していくべきと考えるがどうか。

②現在の申請率・絵本配布率など利用状況はどうか。令和6年第1回定例会の代表質問で私が「明石市では申請率99.5%、保護者との対面83.3%、赤ちゃん対面58.5%と高い対面率で毎月アウトリーチがされている」と指摘し、高い申請率等を目指すべきと問うたことに対し、区は「高い申請率や利用率となる事業を目指す」と答弁された。まずは明石市の「保護者との対面率」に追いつく意味で、利用率83%超を目指してはどうかと思うが、利用率向上のためにどんな工夫を行うか。

③生まれて間もない乳児を必死の思いで育てている保護者に寄り添い、可能な限り手間を省いてシンプルな在り方に見直してはどうか。せっかく対面で訪問を行うのだから、訪問時に事前に申し込んでもらった絵本を持参して手渡すやり方がベストだ。デジタルで予約できるとはいえ、チャイムが鳴れば寝たばかりの子どもが起きてしまったり、おむつ替えに離乳食づくり、また上の子もいれば手が何本あっても足りないくらい乳幼児家庭は多忙を極める。にもかかわらず、事業者側の業務効率が優先され、利用者にしわ寄せする今の仕組みでは、当事者から不評を買うのは至極もっともだ。訪問時に絵本を手渡すというシンプルなやり方に改善すべきと考えるが、区の見解はどうか。